

平成19年2月23日

各 位

上場会社名 ダイナパック株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯田 真之
コード番号 3947
(東証・名証第2部)
問合せ先 常務執行役員総合企画室長 森永敏昭
TEL (052)971-2651

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月23日開催の取締役会において、平成19年3月27日開催予定の当社第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号、以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、次のとおり所要の変更を行なうものであります。

- (1) 「整備法」に基づき定款に定めがあるものと見なされる事項についての規定を新設するものであります。
当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め(変更案第4条)
当社は、株券を発行する旨の定め(変更案第8条)
当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第12条)
- (2) 定款で定めることにより可能となる事項についての規定を、新設するものであります。
単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、規定を新設するものであります。(変更案第10条)
株主総会招集手続の効率化と利便性を高めることを目的として、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットでの開示ができるようにするものであります。(変更案第17条)
株主総会の適正かつ円滑な運営のため、会社法の規定により代理人の人数を制限するものであります。(変更案第19条)
事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期の変更を行なうものであります。(変更案第22条)
取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第27条)
社外取締役および社外監査役について、適切かつ優秀な人材の招聘を容易にするため、あらかじめ責任を限定する契約を締結できる旨を定めるものであります。なお、社外取締役との責任限定契約についてあらかじめ各監査役の同意を得ております。(変更案第30条および第38条)
機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第40条)
- (3) 上記のほか、「会社法」および「整備法」の施行に伴い、条文の分割・統合・移設等の整備および条数の変更ならびに字句等の表現の変更など、所要の変更を行なうものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月27日
 定款変更の効力発生日 平成19年3月27日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (新設)</p> <p>(公告方法) 第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 120,000,000株とする。ただし、株式の消 却が行われた場合には、これに相当する 株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u> の規定により取締役会の決議をもって自 己株式を買受けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株と する。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない</u> <u>株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に <u>係わる株券を発行しない。ただし、株式</u> <u>取扱規程に定めるところについてはこの</u> <u>限りでない。</u> (新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実 質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱 規程に定めるところにより、その単元未 満株式の数と併せて1単元の株式の数と なるべき数の株式を売り渡すべき旨を請 求することができる。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、</u> <u>次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 120,000,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に</u> <u>より、取締役会の決議によって市場取引</u> <u>等により自己の株式を取得することがで</u> <u>きる。</u></p> <p>(株券の発行) 第8条 <u>当社は、株式にかかる株券を発行する。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、前条にかかわらず単元未満株式 に係る株券を発行しない。ただし、株式取 扱規程に定めるところについてはこの限 りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同</u> <u>じ。)は、その有する単元未満株式につい</u> <u>て、次に掲げる権利以外の権利を行使す</u> <u>ることができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権</u> <u>利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請</u> <u>求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式</u> <u>の割当ておよび募集新株予約権の割</u> <u>当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株主の買増し) 第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めると ころにより、その有する単元未満株式の数 と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売</u> <u>り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人および株式事務の取扱)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u><u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u><u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式に関する手続きならびにその手数料)</p> <p>第10条 <u>株式の名義書換、質権に関する登録およびその抹消、信託財産の表示およびその抹消、単元未満株の買取りおよび買増し、株券の再発行、株券喪失登録の手続き、実質株主通知の受理その他株式に関する手続きならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 <u>当社の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</u> <u>本定款に定めのある場合のほか、必要ある場合はあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集時期) 第12条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(株主総会の招集) 第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。</u> (新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集時期) 第14条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u> (株主総会の招集権者および議長) 第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> (削 除)</p>
<p>(株主総会の議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがって他の取締役がこれに代わる。</u> (新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の決議) 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>商法第343条に定める株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u> (新設)</p>	<p>(株主総会の決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第17条 (条文省略) (取締役の選任) 第18条 (条文省略) 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(役付取締役) 第20条 (新設) <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり) (取締役の選任方法) 第21条 (現行どおり) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p>
<p>(代表取締役) 第21条 <u>当社は、取締役会の決議により、前条の取締役のなかから会社を代表する取締役を定める。</u></p> <p>(相談役および顧問) 第22条 <u>当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。</u> (新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u> (削除)</p> <p>(相談役および顧問) 第24条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集および取締役会規程)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p><u>前項のほか、取締役会の運営については取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会において定めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第25条 (記載省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 (記載省略)</p> <p>監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(監査役会の権限)</p> <p>第28条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集) <u>第29条</u> 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する事ができる。</p> <p>(監査役会規程) <u>第30条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(常勤の監査役) <u>第31条</u> 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役の報酬) <u>第32条</u> 監査役の報酬は、株主総会において定めるものとする。 (新設)</p> <p>第6章 計算 (営業年度) <u>第33条</u> 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとし、営業年度末日に決算を行う。 (新設)</p> <p>(利益配当金) <u>第34条</u> 利益配当金は、毎年12月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。 (新設)</p> <p>(中間配当) <u>第35条</u> 取締役会の決議により、毎年6月30日最終株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第36条</u> 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 <u>利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) <u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 (削除)</p> <p>(監査役の報酬等) <u>第37条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外監査役の実任限定契約) <u>第38条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 計算 (事業年度) <u>第39条</u> 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第40条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u> (削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第42条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 (削除)</p>

以上